

# 大阪医科大学 衛生委員会規程

(昭和54年4月1日施行)

## (目的)

**第1条** この規程は、労働安全衛生法に基づき、大阪医科大学（阿武山キャンパス及び三島南病院を除く。）衛生委員会（以下、「委員会」という。）の構成、調査審議事項等を定め、衛生管理活動の円滑な推進を図ることを目的とする。

## (組織)

**第2条** 委員会の委員は、次の者をもって組織する。

- (1) 総括安全衛生管理者
- (2) 衛生管理者の中から理事長が指名する者
- (3) 産業医
- (4) 事務局長
- (5) 人事部長
- (6) 病院事務部長
- (7) 病院看護部長
- (8) 職員各部門代表
- (9) その他、理事長が指名する者 若干名

2 総括安全衛生管理者以外の委員の半数は、職員の過半数で組織する労働組合があるときにおいてはその労働組合、職員の過半数で組織する労働組合がないときにおいては職員の過半数を代表する者の推薦に基づき、理事長が指名した者としなければならない。

## (委員の任期)

**第3条** 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号及び第3号から第8号の委員の任期は、その職にある期間とする。
  - (2) 前条第1項第2号及び第9号の委員の任期は、原則2年とする。
- 2 前条第1項第1号及び第3号から第8号の委員に欠員が生じた場合の補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任を妨げない。

## (議長)

**第4条** 委員会に議長を置き、総括安全衛生管理者をもって充てる。ただし、あらかじめ議長が指名した委員が、その職務を代行することができる。

## (調査審議事項)

**第5条** 委員会は、次の事項を調査審議する。

- (1) 職員の健康障害を防止する、又は健康の保持増進を図るための基本となるべき対

策に關すること。

- (2) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに關すること。
- (3) 業務上災害の認定に關すること。
- (4) 職員の就業に係る危険性又は有害性等の調査と対策に關すること。
- (5) 第1号から前号までに掲げるもののほか、職員の健康障害の防止又は健康の保持増進に關する重要事項

(開 催)

**第6条** 委員会は、毎月1回定期に開催する。ただし、議長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

(成 立)

**第7条** 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

**第8条** 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求める、説明又は意見を聞くことができる。

(事 務)

**第9条** 委員会の事務は、人事部人事管理課が行う。

(雜 則)

**第10条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に關し必要な事項は、別に定める。

(改 廃)

**第11条** この規程の改廃は、法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

#### 附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成16年9月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する。

#### 附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成28年6月7日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

**附 則**

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和3年9月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、令和4年1月28日から施行する。